（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

a'／b'

算式の符号

a'　当該都道府県内の各指定都市におけるその年の１月１日現在の20歳以上住民基本台帳搭載人口の合計数

b'　当該都道府県内の各指定都市における前年の１月１日現在の20歳以上住民基本台帳搭載人口の合計数

B　第18条第３項第１号の算式の符号Bに同じ。

B'　分離長期譲渡所得、分離短期譲渡所得、一般株式等に係る譲渡所得等、上場株式等に係る譲渡所得等、上場株式等の配当所得等及び先物取引に係る雑所得等に係る当該年度の当初調定に係る額として総務大臣が調査した当該都道府県内の各指定都市の額の合算額

C　第18条第３項第１号の算式の符号Cに同じ。

C'　次の算式によつて算定した額（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

（c'＋d'）×1.051

算式の符号

c'　市町村税課税状況調第12表の表側「道府県民税」のうち「合計」、表頭「税額控除額」のうち「配当控除」欄の当該都道府県内の各指定都市の額の合計額

d'　市町村税課税状況調第12表の表側「道府県民税」のうち「合計」、表頭「税額控除額」のうち「外国税額控除」欄の当該都道府県内の各指定都市の額の合計額

D　第18条第３項第１号の算式の符号Dに同じ。

D'　市町村税課税状況調第12表の表側「道府県民税」のうち「合計」、表頭「税額控除額」のうち「寄附金税額控除」欄の当該都道府県内の各指定都市の額の合計額から市町村税課税状況調第42表の表側「道府県民税」、表頭「地方税法第37条の２第１項第３号及び第４号又は第314条の７第１項第３号及び第４号に規定する寄附金に係るもの」のうち「控除額（千円）」欄の当該都道府県内の各指定都市の額の合計額を控除した額に1.000を乗じて得た額の合算額（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

E　第18条第３項第１号の算式の符号Eに同じ。

E'　市町村税課税状況調第12表の表側「道府県民税」のうち「合計」、表頭「税額控除額」のうち「調整控除額」欄の当該都道府県内の各指定都市の額の合計額に1.026を乗じて得た額（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

F　第18条第３項第１号の算式の符号Fに同じ。

F'　地方税法附則第５条の４及び第５条の４の２の規定に基づく当該年度の５月末現在における道府県民税の住宅借入金等特別税額控除額として総務大臣が調査した当該都道府県内の各指定都市の額の合計額

G　第18条第３項第１号の算式の符号Gに同じ。

及び｛（86,400円×α）×A＋（B＋B'）－C－D－E｝×0.984に千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

A　第18条第３項第１号の算式の符号Aに同じ。

B　第18条第３項第１号の算式の符号Bに同じ。

B'　分離長期譲渡所得、分離短期譲渡所得、一般株式等に係る譲渡所得等、上場株式等に係る譲渡所得等、上場株式等の配当所得等及び先物取引に係る雑所得等に係る当該年度の当初調定に係る額として総務大臣が調査した当該都道府県内の各指定都市の額の合算額

C　第18条第３項第１号の算式の符号Cに同じ。

D　第18条第３項第１号の算式の符号Dに同じ。

E　第18条第３項第１号の算式の符号Eに同じ。

F　第18条第３項第１号の算式の符号Fに同じ。

F'　地方税法附則第５条の４及び第５条の４の２の規定に基づく当該年度の５月末現在における道府県民税の住宅借入金等特別税額控除額として総務大臣が調査した当該都道府県内の各指定都市の額の合計額

G　第18条第３項第１号の算式の符号Gに同じ。

α　第18条第３項第１号の算式の符号αに同じ。

３　法附則第七条の二第一項第三号に規定する総務省令で定めるところにより算定した額は、次の算式により算定した額とする。

算式

｛（A×1.013）－（B×1.017）｝×α×0.984＋（C×0.968）×α＋（D＋D'）×0.984

A×1.013、B×1.017、｛（A×1.013）－（B×1.017）｝×α、｛（A×1.013）－（B×1.017）｝×α×0.984、C×0.968、（C×0.968）×α及び（D＋D'）×0.984に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

A　次の算式によつて算定した額

算式

（a×0.02）＋［｛（b＋c）－7,000×（d＋e）｝×0.03＋｛（d＋e）×140｝］

a×0.02及び｛（b＋c）－7,000×（d＋e）｝×0.03に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

a　市町村税課税状況調第59表の表側「道府県民税」のうち「700万円以下の金額」、表頭「小計（A）」欄の当該都道府県内の市町村ごとの合算額

b　市町村税課税状況調第59表の表側「道府県民税」のうち「700万円を超え1,000万円以下」、表頭「小計（A）」欄の当該都道府県内の市町村ごとの合算額

c　市町村税課税状況調第59表の表側「道府県民税」のうち「1,000万円を超える金額」、表頭「小計（A）」欄の当該都道府県内の市町村ごとの合算額

d　市町村税課税状況調第12表の表側「道府県民税」のうち「700万円を超え1,000万円